

医道審議会 歯科医師分科会 歯科医師臨床研修部会（令和2年6月1日～持ち回り開催）
審議結果の概要

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会における審査案件及び報告案件については、令和2年度第2回から以下のように運用を行うこととする。

- ① 同一施設で複数プログラムの申請がある場合は、全て審査案件とする。
- ② 新規申請（既に臨床研修施設として指定を受けているが、新たな施設区分の申請を行う場合を含む。）や、プログラムの新設については審査案件とする（従来通り）。
- ③ プログラムの変更のうち、以下の申請内容を含む場合については審査案件とする。
 - ・ 臨床研修の到達目標の変更等により、必要な症例の経験が懸念される場合
 - ・ 募集定員の追加等により、指導体制の担保が懸念される場合 等
- ④ 群構成の変更については、以下のように整理する。
 - ・ 協力型臨床研修施設の新規指定を含む場合は、審査案件とする（従来通り）。
 - ・ 既指定施設の群追加や群削除、協力型臨床研修施設としての指定取消の場合は報告案件とする。
- ⑤ 事務局の事前審査において、部会で審議を行うことが必要であると判断した場合は審査案件とする。
 - ・ 単独型・管理型臨床研修施設の指定取消申請やプログラムの廃止届出のうち、当該施設の臨床研修施設の指定取消等が地域の歯科医療提供体制に不利益となることが想定される場合
 - ・ 単独型・管理型臨床研修施設について、3年以上研修歯科医の受入れがないが、臨床研修施設の指定継続申請があった場合
 - ・ その他